

【第3子の考え方】

無償化の対象となる児童（例）

例 1

長男	次男	三男
		
高校生 扶養	中学 1 年生 扶養	小学 3 年生 扶養
1 人目	2 人目	3 人目
		無償化の対象 です

例 2

長男	次男	三男
		
就職	中学 1 年生 扶養	小学 3 年生 扶養
-	1 人目	2 人目
扶養から外れて いる場合は、人 数に入りません		無償化の対象 にはなりません

例 3

長男	次男	長女	三男	四男	次女
					
就職	大学生 扶養	小学 6 年生 扶養	小学 4 年生 扶養	小学 2 年生 扶養	幼稚園 扶養
-	1 人目	2 人目	3 人目	4 人目	5 人目
扶養から外れてい る場合は、人数に 入りません	通学等で住所変 更していても、扶 養にしていれば人 数に入ります	長男が扶養から 外れているため、 対象にはなりませ ん	無償化の対象で す	無償化の対象で す	幼稚園は無償化 の対象にはなりま せん

高校卒業後相当の年齢の子を扶養している場合は、その子を扶養していることがわかる書類の写しの添付が必要です。